

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	12-4
処分の種類	と畜場の設置の許可の取消し等			
根拠法令条例等・条項	と畜場法第18条第1項及び第2項			
処分の概要	<p>・許可の取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、と畜場の施設の使用の制限若しくは停止の命令</p> <p>・と畜業者等に対する、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止命令、又はとさつ若しくは解体をおこなうことの禁止</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○と畜場法 (と畜場の設置の許可の取消し等) 第18条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第4条第1項の規定による許可を取り消し、又はと畜場設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。</p> <p>一 当該と畜場の構造設備が第5条第1項の規定による基準に合わなくなったとき。</p> <p>二 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のとさつ又は解体が行われるに至ったとき。</p> <p>三 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、1日に10頭を超える獣畜又は生後1年以上の牛若しくは馬のとさつ又は解体が行われるに至ったとき。</p> <p>四 当該と畜場の設置者又は管理者が、第6条又は第7条第1項若しくは第6項の規定に違反したとき。</p> <p>五 当該と畜場の管理者が、第8条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。</p> <p>一 当該と畜業者等が、第9条又は第10条第1項若しくは第2項において準用する第7条第6項の規定に違反したとき。</p> <p>二 当該と畜業者等が、第10条第2項において準用する第8条の規定による命令に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠	—			